

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- |                   |   |
|-------------------|---|
| 満期保有目的の債券         | 償却原価法   |
| 関係団体等出資金(子会社株式含む) | 移動平均法による原価法                                   |
| その他有価証券           | 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(時価のないものは移動平均法による原価法) |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- |    |  |
|----|--|
| 商品 | 売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
|----|--|
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- |                  |  |
|------------------|--|
| 有形固定資産(リース資産を除く) | 定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法  |
| 無形固定資産(リース資産を除く) | 定額法。(5年間で償却)   |
| リース資産            | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 |
- (4) 引当金の計上基準
- |         |  |
|---------|--|
| 貸倒引当金   | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。 |
| ポイント引当金 | 組合員に付与したポイントの使用に備えるため、期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。                                    |
| 賞与引当金   | 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額による当期負担額を計上しています。   |
| 退職給付引当金 | 職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。                            |
- (5) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。
- (6) 貸借対照表、損益計算書、附属明細書の単位は、千円未満を切り捨てて表示しています。

### 2. 会計方針の変更

#### 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号、2008年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号、2008年3月31日)を適用しています。

これにより、従来と比較して事業剰余金、経常剰余金が6,453千円減少し、税引前当期剰余金が102,536千円減少しています。

### 3. 貸借対照表の注記

#### (1) 担保に供している資産

株式会社コープエナジーが、烏山信用金庫本店より借入をする際に、定期預金100,000千円を担保として提供しています。

社会福祉法人ふれあいコープが、足利銀行中央市場支店より借入をする際に、定期預金100,000千円を担保として提供しています。

一般社団法人コープ福祉とちぎが、足利銀行中央市場支店より借入をする際に、定期預金30,000千円を担保として提供しています。

- (2) 保証債務等
- 日本生活協同組合連合会（生活協同組合連合会コープネット事業連合への仕入債務）
- |             |              |
|-------------|--------------|
| 日本生活協同組合連合会 | 2,228,124 千円 |
|-------------|--------------|
- J A 三井リース株式会社、オリックス自動車株式会社（株式会社コープエナジーへのリース債務）
- |               |            |
|---------------|------------|
| J A 三井リース株式会社 | 133,287 千円 |
| オリックス自動車株式会社  | 166 千円     |
- (3) 事業連合に対する債権・債務
- |       |              |
|-------|--------------|
| 未収金   | 45,000 千円    |
| 立替金   | 17,272 千円    |
| 短期貸付金 | 8,000 千円     |
| 長期貸付金 | 20,000 千円    |
| 長期未収金 | 11,438 千円    |
| 買掛金   | 2,052,153 千円 |
| 未払金   | 198,850 千円   |
- (4) 役員に対する金銭債権または債務
- 理事に対する金銭債権または金銭債務
- なし
- 監事に対する金銭債権または金銭債務
- なし

#### 4. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産発生時の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）	
ポイント引当金	29,676 千円
賞与引当金	22,550 千円
その他	10,062 千円
合計	62,288 千円

繰延税金資産（固定資産）	
退職給付引当金	175,912 千円
減損損失	86,192 千円
資産除去債務	43,102 千円
有価証券評価損	18,139 千円
その他	4,997 千円
小計	328,344 千円
評価性引当額	159,116 千円
合計	169,228 千円

繰延税金負債（固定負債）	
建物（資産除去債務相当）	13,156 千円
合計	13,156 千円
繰延税金資産（固定資産）の純額	156,071 千円

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（2011 年法律第 114 号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（2011 年法律第 117 号）が 2011 年 12 月 2 日に公布され、2012 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 31.06% から 2013 年 3 月 21 日に開始する事業年度から 2015 年 3 月 21 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 29.40% に、2016 年 3 月 21 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 27.61% となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は 15,298 千円減少し、法人税等調整額は同額増加しています。

## 5 . 関連当事者との取引に関する注記

( 1 ) 事業連合

該当する取引はありません。

( 2 ) 事業連合の子会社および会員生協

該当する取引はありません。

( 3 ) 子会社等

該当する取引はありません。

( 4 ) 役員およびその近親者

該当する取引はありません。